

## 官公庁における受動喫煙防止対策に関する調査

-東京都内における多数の国民が利用する国の出先機関を中心として-

### <調査結果に基づく改善事項の通知>

「行政評価・監視」は、東京行政評価事務所が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として、合规性、適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。  
調査結果については、平成18年12月14日、国の出先機関に対して改善事項の通知をしたものです。



#### <本件照会先>

総務省東京行政評価事務所

第一評価監視官 福島治

(担当) 篠原弘基 吉田直廉

(電話) 03 (5331) 1753

# 制度の枠組み

官公庁における受動喫煙防止対策については、健康増進法の施行に伴って策定された受動喫煙対策厚労省通知及び人事院指針に基づき、具体的な対策を講ずることとされている

## 背景

**健康増進法**（平成14年法律第103号、平成15年5月施行）

官公庁、病院、百貨店（大規模小売店）など**多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙防止のための必要な措置を講ずる努力義務を課す**

**受動喫煙対策厚労省通知**  
（厚生労働省健康局長通知、平成15年4月）

多数の者が利用する施設の管理者は、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように適切な受動喫煙防止措置を実施

**人事院指針**

（人事院勤務条件局長通知、平成15年7月）

国の職場において、受動喫煙防止対策を積極的に推進

**たばこ規制枠組条約（WTO）の発効**（平成17年2月）

## 調査の実施

（ポイント）

多数の国民が利用する国の出先機関において、**禁煙・分煙対策が的確に実施されているかどうか。**

（調査対象機関）

東京都内の国の出先機関約350機関のうち、登録、申請及び納付等のため、**多数の国民が利用する43機関を抽出**

＜行政評価事務所、法務局、入国管理局、財務事務所、税関、国税局、労働局、社会保険事務所、河川事務所、国道事務所、営繕事務所、運輸支局等＞

※都内の国の出先機関約350機関は行政機関等ガイドブック（平成15年7月1日）に掲載された国立大学・国立病院を除いた出先機関数である。

## 通知事項の要旨

今回の調査の結果を踏まえて、**改善事項を通知**

結果通知先：国の出先機関  
通知の月日：平成18年12月14日

**職員及び来客者等の受動喫煙防止対策を促進する観点から、受動喫煙防止対策を一層促進**

# 1 禁煙・分煙の状況

## ポイント

- ①調査対象とした43機関が入居する58庁舎等では、全面禁煙が28庁舎等、空間分煙が30庁舎等とほぼ半数
- ②空間分煙のため庁舎等内に設置された喫煙室等100か所のうち、人事院指針を満たしているものは74か所（74%）、同指針を満たしていないものは26か所（26%）

## 人事院指針で求めている受動喫煙防止対策

受動喫煙防止のため、国の庁舎内においては、  
**少なくとも「空間分煙」を確保**  
**可能な範囲で「全面禁煙」**

## 空間分煙対策の内容

- ①喫煙室・喫煙コーナーには、たばこの煙を庁舎外に排出する「**換気扇等排気装置**」を設置
- ②喫煙コーナーには、煙が喫煙場所の外に漏れないよう「**仕切り**」を設置



## 調査結果

### 【43機関における全面禁煙・空間分煙の取組内容】

43機関が入居する庁舎数は、単独庁舎（民間ビルを含む。）、合同庁舎の専用部分及び共用部分の**合計58庁舎等**

- ①**全面禁煙** 28庁舎等（48%）
- ②**空間分煙** 30庁舎等（52%）

### 【空間分煙のための喫煙室等の設備内容】

空間分煙のため庁舎等内に設置された喫煙室等は**100か所**

- ①人事院指針を満たしているもの 74か所（74%）
- ②人事院指針を満たしていないもの 26か所（26%）
  - i) **換気扇等排気装置の設置がない** 26か所
  - ii) **仕切りが不十分**（仕切りがない、仕切りが低い  
パーティション、エアカーテン装置が未稼働） 24か所
  - iii) 喫煙コーナーが**休憩室等と兼用** 4か所

## 通知事項の要旨

空間分煙設備が人事院指針を満たさない喫煙室等（26か所）を有する機関は次の対策を推進

- ① 具体的な改善計画がある喫煙室等（1か所） ⇒ **当該計画に沿った適切な改善**
- ② 改善に向けて検討・協議を行っている喫煙室等（21か所） ⇒ **改善計画を早急に策定**
- ③ 設備の改善を図る計画・予定がなく、検討も行われていない喫煙室等（4か所） ⇒ **改善計画の策定に向けて早急に検討**

## 2 空気環境測定の実施状況

### ポイント

- ①喫煙室等を設置・管理する28機関のうち、空気環境測定を実施しているものは15機関（54%）、一部の喫煙室等のみで実施しているもの1機関（4%）、空気環境測定が未実施は12機関（43%）
- ②空気環境測定を全て又は一部の喫煙室等で実施している16機関のうち、人事院指針に沿った測定方法を実施しているものはわずか1機関（6%）
- ③空気環境測定を実施している喫煙室等51か所のうち、測定結果が、人事院指針の基準値に不適合なものは37か所に上る（73%）

### 人事院指針で求めている受動喫煙防止対策

庁舎内に喫煙室・喫煙コーナーを設置した場合

- i) たばこの煙の影響を把握するため、喫煙室等とその周辺の浮遊粉じん及び一酸化炭素の濃度を測定
- ii) 喫煙室等から非喫煙場所へのたばこの煙やにおいの漏れを把握するため、非喫煙場所から喫煙室等への気流の風速を測定

### 調査結果

【空気環境測定の実施状況：喫煙室等を設置・管理しているものは28機関】

◇全ての喫煙室について空気環境測定を実施しているもの 15機関（54%）

◇空気環境測定を一部の喫煙室等のみで実施 1機関（4%）

◇空気環境測定を未実施 12機関（43%）

【空気環境の測定方法：全ての喫煙室等及び一部の喫煙室等のみににおいて空気環境測定を実施しているものは16機関】

◇人事院指針に沿った測定方法を実施しているもの 1機関（6%）

◇人事院指針に沿った測定方法となっていないもの 15機関（94%）

i) 気流の風速の測定について、測定点3点（喫煙室等の境界の上部、中央部及び下部）で実施していないもの 12機関

ii) 測定回数について、3月に1回以上実施していないもの 5機関

iii) 浮遊粉じん及び一酸化炭素の測定について、3か所（喫煙室等、喫煙室等の境界及び隣接する事務室等）で実施していないもの 2機関

【空気環境の測定結果：空気環境を測定している喫煙室等51か所】

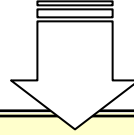
◇人事院指針の基準値に適合しているもの 14か所（27%）

◇人事院指針の基準値に不適合なもの 37か所（73%）

i) 浮遊粉じんの濃度（基準値：0.15mg/m<sup>3</sup>以下）→ 不適合18か所（35%）

ii) 一酸化炭素の濃度（基準値：10ppm以下）→ 全て適合

iii) 気流の風速（基準値：0.2m/s以上）→ 不適合33か所（67%） ※気流の風速の測定は49か所で実施



### 通知事項の要旨

空間分煙のための設備を設置している機関は次の対策を推進

- ① 人事院指針に沿って喫煙室等及びその周辺の**空気環境測定を定期的**に実施
- ② 空気環境の測定方法は、**人事院指針に沿った測定方法**により実施
- ③ **不適合な測定結果が出ている喫煙室等**は、**その原因を究明し、改善措置**を講じる